

「住民基本台帳の記録の正確性の確保」に関する通知の発出

通知の趣旨

- 今般、住民基本台帳に記録された高齢者のうち、既に死亡・転出しているにも関わらず、必要な届出が行われていない事案が判明
- 一部の高齢者について、住基部局と関係部局の連携が不十分であったことから、住民票の正確な記載・消除等が行われていない事案も判明
- このような事案の発生を防止するため、自治行政局長名で各都道府県知事あてに、下記事項等の周知・徹底を図る文書を発出

1 関係部局間の連携強化

- ・福祉部局等の関係部局が住民基本台帳に基づく情報と異なる事実を知ったときには、速やかに住基部局に通報
- ・住基部局は、通報に係る事項を確認した場合には、適切に職権で住民票の消除等を実施

2 戸籍の届出等に基づく住民票の確実な記載

- ・各市区町村長は、戸籍の届出を受けた場合等について、住所地に確実に通知
- ・通知を受けた住所地の市区町村長は、住民票の消除等を遺漏なく実施

3 調査

- ・各市区町村長は、住民基本台帳に誤りの疑いがある場合等については、実情に応じて調査を実施
- ・定期的な調査の際には、今般の高齢者所在不明に係る事案も踏まえて実施
- ・調査を通じて、事件性が疑われる場合には、適切に捜査機関に通報
- ・調査にあたっては、郵便物の「本人限定受取サービス」等の活用も検討

4 住民に対する広報

- ・法律に基づく届出が正確に行われるよう、改めて住民に対して制度の周知